

官報

号外 平成六年三月一日

○第百二十九回 衆議院會議録 第六号

平成六年三月一日(火曜日)

午後一時 本会議

○今日の會議に付した案件

公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(政治改革に関する調査特別委員長提出)
衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案(政治改革に関する調査特別委員長提出)
政治資金規正法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(政治改革に関する調査特別委員長提出)
政党政助成法の一部を改正する法律案(政治改革に関する調査特別委員長提出)

午後一時三分開議
○議長(土井たか子君) これより會議を開きます。

○井奥貞雄君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

政治改革に関する調査特別委員長提出、公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案、衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案、政治資金規正法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案の四案は、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(土井たか子君) 井奥貞雄さんの動議に御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(政治改革に関する調査特別委員長提出)
衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案(政治改革に関する調査特別委員長提出)
政治資金規正法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(政治改革に関する調査特別委員長提出)

政党政助成法の一部を改正する法律案(政治改革に関する調査特別委員長提出)
○議長(土井たか子君) 公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案、衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案、政治資金規正法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案、政党政助成法の一部を改正する法律案、右四案を一括して議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。政治改革に関する調査特別委員長石井一さん。

公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案

政治資金規正法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

政党政助成法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○石井一君登壇

公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案、衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案、政治資金規正法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案及び政党政助成法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

御承知のとおり、政治改革関連法案につきましては、さきの第百二十八回国会において、両院協議会成立を得たところでありますが、両院協議会成立が得られに至った経緯とその趣旨を踏まえて、ここに関係各法律の改正を行おうとするものであります。

まず、公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

その一は、衆議院議員の選挙制度についてであります。

衆議院議員の定数につきましては、小選挙区選出議員を三百人、比例代表選出議員を二百人に改めることとしたしております。また、比例代表選出議員の選挙につきましては、全都道府県の区域を十一に分けた各選挙区において行おうこととしたしております。十一の選挙区を申し上げますと、北海道、東北、北関東、南関東、東京都、北陸信越、東海、近畿、中国、四国及び九州であります。なお、比例代表選出議員の選挙は、中央選挙管理会がこれを管理することとしたしております。

次に、小選挙区選出議員の選挙において候補者の届け出ができる政党その他の政治団体につきましては、所属国会議員を五人以上有するもの、または直近の衆議院議員の総選挙もしくは参議院議員の通常選挙における得票率が百分の二以上であるものに改めることとしたしております。また、比例代表選出議員の選挙においては名簿の届け出ができる政党その他の政治団体は、小選挙区選出議員の選挙において候補者の届け出ができる政党その他の政治団体のほか、名簿登載者数が当該選挙区の定数の十分の二以上であるものに改めることとしたしております。

なお、重複立候補は、比例代表選出議員の選挙の選挙区の区域内の小選挙区に係る候補者についてできることとするともに、名簿登載者の数は、重複立候補者を除き、選挙区ごとに当該選挙区において選挙すべき議員の数を超えることができないこととし、また、比例代表選出議員の選挙について、いわゆる阻止条項は設けないこととしたしております。

以上のほか、再選挙等の特別選挙及び選挙運動に関し、所要の規定の整備を行うこととしたしております。

その二は、戸別訪問について、何人も、選挙に
関し、戸別訪問をすることができないこととした
しております。

その三は、あいさつ状の禁止について、公職の
候補者等が選挙区内にある者に対して出している
は、ないあいさつ状は、答礼のための自筆によるも
のを除き、年賀状、寒中見舞い状、暑中見舞い状
その他これらに類するものとする事としたして
おります。

次に、衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一
部を改正する法律案について申し上げます。

衆議院議員選挙区画定審議会設置法の施行期日
につきましては、ただいま申し上げました公職選
挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律
の公布の日から施行することとしたしてござい
ます。

次に、政治資金規正法の一部を改正する法律の
一部を改正する法律案について申し上げます。

その一は、政党要件の緩和でありまして、政党
とは、政治団体のうち、所属国会議員を五人以上
有するもの、または直近の衆議院議員の総選挙も
しくは直近の参議院議員の通常選挙もしくはその
前回の通常選挙における得票率が百分の二以上で
あるものに改めることとしたしてあります。

その二は、会社等の資金管理団体に対する寄附
について、会社、労働組合その他の団体は、資金
管理団体に対して、年間五十万円を限度に寄附を
することができるとするとともに、施行日から
五年を経過した場合にこれを禁止する措置を講
ずるものとする事としたしてあります。

最後に、政党助成法の一部を改正する法律案に
ついて申し上げます。

その一は、政党交付金の交付の対象となる政党
につきましては、政治団体のうち、所属国会議員
を五人以上有するもの、または国会議員を有する
もので政治資金規正法と同様に国政選挙におけ
る得票率が百分の二以上であるものとする事とい
たしてあります。

その二は、政党助成法の運用等について、政党
は、政党交付金が国民から徴収された税金その他
の貴重な財源で賄われるものであることに特に留
意し、その責任を自覚し、その組織及び運営につ
いては民主的かつ公正なものとするとともに、国
民の信頼にもとめることのないように、政党交付金
を適切に使用しなければならぬものとする事と
したしてあります。

その三は、政党の届け出について、政党交付金
の交付を受けようとする政党は、当該政党の本部
及び各支部の前年における収入の総額を合計した
額から政党交付金、借入金及び本部や各支部にお
いて重複計上された額を控除した前年の収入総額
を、計算書等を添付して自治大臣に届け出なけれ
ばならないこととしたしてあります。

その四は、政党交付金の交付額について、その
年分として各政党に交付すべき政党交付金の交付
限度額は、その政党の前年の収入総額の三分の二
に相当する額とする事とともに、各政党に対する政
党交付金の交付は、毎年、七月、十月及び十二月
に行うこととするほか、所要の規定の整備を行う
こととしたしてあります。

以上の四法律案の施行期日につきましては、い
ずれも公布の日から施行することとしたしてござ
います。

以上が四法律案の提案の趣旨及び内容でありま
す。

なお、これらは国民の関心の高い重要な法律案
でありますので、この際、政治改革に関する調査
特別委員会における主な発言を御紹介申し上げた
と思います。

一、これまでの政治改革論議の経緯と国民注視
の的となった今回の政治改革の意義

一、新しい選挙制度のもとにおける政党政治の
あり方と責任ある政治の実現

一、小選挙区定数を三百、比例代表定数を二百
に改めることにより、民意の集約と民意の反映の
バランスはどうなるのか

一、選挙区の画定案が選挙区画定審議会におい
て中立、公正に作成されるべきことの重要性

一、選挙区の画定案に地域の実情、地方の意見
が反映されること、また投票価値の平等が確保さ
れることの必要性

一、選挙区画定審議会による画定案の勧告の時
期、衆議院議員の選挙区を定める法律案の提出時
期など今後の見通し

一、記号式投票方法の是非

一、供託金の額の見直しと選挙公営との関係

一、企業・団体献金を資金管理団体について認
めることの問題点と五年後の禁止措置のあり方

一、資金管理団体の届け出における立候補予定
者の認定の方法

一、政党助成法の施行に伴う公権力の政党への
介入を排除することの重要性

一、政党交付金の交付を受ける政党への法人格
の付与の必要性

一、政党交付金の交付時期を年三回とした理由

一、政党法の制定の必要性

一、政治改革における地方分権の確立の必要性
などでありました。

重して速やかに衆議院議員の選挙区を定める
法律案を国会に提出するものとし、国会はこ
れを速やかに審議するものとする事。

二、政党助成法に基づく政党交付金は、国民か
ら徴収された税金等の貴重な財源によるもの
であることに特に留意し、政党は、その責任
を自覚してその組織及び運営を民主的かつ公
正なものとし、いやくも国民の批判を受け
ることのないよう、政党交付金の適切な使用
と的確な経理の確保に努めるとともに、将来
にわたり国民の理解と協力のもとに政党助成
制度が定着して、各政党の健全な発展に資す
るものとなるよう、引き続き努力するものと
すること。

右決議する。

以上、決議の内容を御参考までに御紹介させて
いただきました。

本委員会提出の四法律案につきまして、何とぞ
速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げま
す。(拍手)

○議長(土井たか子君) 四案を一括して採決いた
します。

四案に賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土井たか子君) 起立多数。よって、四案
とも可決いたしました。(拍手)

○議長(土井たか子君) 本日は、これにて散会い
たします。

午後一時十九分散会

出席国務大臣

自治大臣 佐藤 頼樹君
国務大臣 山花 貞夫君

○朗読を省略した議長長の報告

(指名通知)

一、去る二月二十二日、本院は、国土審議会委員に衆議院議員青山丘君を指名した旨内閣に通知した。

(通知書受領)

一、去る二月二十三日、参議院議長から、国会において議決した次の予算を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

平成五年度一般会計補正予算(第3号)

平成五年度特別会計補正予算(特第3号)

平成五年度政府関係機関補正予算(機第3号)

一、去る二月二十三日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

民間都市開発の推進に関する特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律

一、去る二月二十五日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律

特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法

(政府委員承認)

一、去る二月二十二日、土井議長は、細川内閣総理大臣申し出の次の者を、第百二十九回国会政府委員に任命することを承認した。

運輸省海上技術安全局長 小川 健児

一、昨二月二十八日、土井議長は、細川内閣総理大臣申し出の次の者を、第百二十九回国会政府委員に任命することを承認した。

外務省欧亜局長 野村 一成

(政府委員任命)

一、去る二月二十二日、細川内閣総理大臣から土井議長あて、二十二日議長において承認した小川健児を、同日第百二十九回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、昨二月二十八日、細川内閣総理大臣から土井議長あて、二十八日議長において承認した野村一成を、同日第百二十九回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員退任)

一、去る二月二十二日、細川内閣総理大臣から土井議長あて、第百二十九回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

記

異動前の氏名 官職後の異動年月日

官職名 異動後の異動年月日

運輸省海上技術安全局長 戸田 邦司 (退職) 平六・三

一、昨二月二十八日、細川内閣総理大臣から土井議長あて、第百二十九回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

記

異動前の氏名 官職後の異動年月日

官職名 異動後の異動年月日

外務省欧亜局長 津守 滋 (解職) 平六・三

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二月二十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

商工委員

辞任 補欠

小川 元君 鹿野 道彦君

熊代 昭彦君 後藤田正晴君

田原 隆君 板井 新君

吉田 治君 川端 達夫君

鹿野 道彦君 小川 元君

後藤田正晴君 熊代 昭彦君

板井 新君 田原 隆君

川端 達夫君 吉田 治君

遠夫君 吉田 治君

労働委員

辞任

松下 忠洋君

岡崎トミ子君

伊東 秀子君

伊東 秀子君

伊東 秀子君

伊東 秀子君

伊東 秀子君

伊東 秀子君

伊東 秀子君

伊東 秀子君

伊東 秀子君

伊東 秀子君

伊東 秀子君

伊東 秀子君

伊東 秀子君

伊東 秀子君

伊東 秀子君

伊東 秀子君

伊東 秀子君

伊東 秀子君

伊東 秀子君

伊東 秀子君

伊東 秀子君

伊東 秀子君

伊東 秀子君

伊東 秀子君

伊東 秀子君

伊東 秀子君

伊東 秀子君

伊東 秀子君

伊東 秀子君

伊東 秀子君

伊東 秀子君

伊東 秀子君

伊東 秀子君

伊東 秀子君

伊東 秀子君

伊東 秀子君

伊東 秀子君

議院運営委員

辞任

今津 寛君

増子 輝彦君

狩野 勝君

狩野 勝君

狩野 勝君

狩野 勝君

狩野 勝君

狩野 勝君

狩野 勝君

狩野 勝君

狩野 勝君

狩野 勝君

狩野 勝君

狩野 勝君

狩野 勝君

狩野 勝君

狩野 勝君

狩野 勝君

狩野 勝君

狩野 勝君

狩野 勝君

狩野 勝君

狩野 勝君

狩野 勝君

狩野 勝君

狩野 勝君

狩野 勝君

狩野 勝君

狩野 勝君

狩野 勝君

狩野 勝君

狩野 勝君

狩野 勝君

狩野 勝君

狩野 勝君

狩野 勝君

狩野 勝君

狩野 勝君

狩野 勝君

補欠

渡瀬 憲明君

狩野 勝君

狩野 勝君

狩野 勝君

狩野 勝君

狩野 勝君

狩野 勝君

狩野 勝君

狩野 勝君

狩野 勝君

狩野 勝君

狩野 勝君

狩野 勝君

狩野 勝君

狩野 勝君

狩野 勝君

狩野 勝君

狩野 勝君

狩野 勝君

狩野 勝君

狩野 勝君

狩野 勝君

狩野 勝君

狩野 勝君

狩野 勝君

狩野 勝君

狩野 勝君

狩野 勝君

狩野 勝君

狩野 勝君

狩野 勝君

狩野 勝君

狩野 勝君

狩野 勝君

狩野 勝君

狩野 勝君

狩野 勝君

狩野 勝君

狩野 勝君

狩野 勝君

者(を)「当該衆議院(比例代表選出)議員の選挙区
の区域内にある衆議院(小選挙区選出)議員の選挙
区における候補者」に改め、「同じ」を「の」の下に
「当該衆議院(比例代表選出)議員の選挙におい
て、」を加え、同条第五項中「数は」の下に「選
挙区ごとに」を加え、同条第七項第四号中「衆議院
(小選挙区選出)議員の候補者」を「当該衆議院(比
例代表選出)議員の選挙区」の区域内にある衆議院
(小選挙区選出)議員の選挙区における候補者」に
改め、第八十六条の三第二項中「第八十六条の七
『政党その他の政治団体の名称の届出等』第四項」
と「の下に」「いすれかの選挙区における衆議院
名簿登載者」とあるのは「参議院名簿登載者」と
を、「参議院名簿登載者」と「の下に」「数は、選
挙区ごとに、」とあるのは「数は、」とを加える。
第八十七条第三項の改正規定中「名簿届出政党
等」を「衆議院名簿届出政党等」を「名簿届出政党等
は」を「衆議院名簿届出政党等は、一の選挙区にお
いては」に改める。
第八十七條に一項を加える改正規定中「参議院
名簿届出政党等」と「の下に」「一の選挙区にお
いては、重ねて」とあるのは「重ねて」とを加え
る。
第九十二条第一項の次に一項を加える改正規定
中「政治団体は」の下に「選挙区ごとに」を加え
る。
第九十四条に第一項及び第二項として二項を加
える改正規定のうち同条第一項中「衆議院名簿届
出政党等につき」の下に「選挙区ごとに」を加え
る。
第九十五条の二第二項の改正規定中、「の得票
数」を「(当該選挙において有効投票の総数の百
分の三以上の得票があつたものに限る。以下この
項、次項及び第四項において同じ。の得票数を」
に改める。
第九十五条の二に二項を加える改正規定のうち
同条第六項中「これらの規定中」を「第一項中」に
改め、「第一項中」(当該選挙において有効投票

の総数の百分の三以上の得票があつたものに限
る。以下この項、次項及び第四項において同じ。の
得票数とあるのは「得票数」とを削り、「参
議院名簿登載者」と「の下に」第二項中「衆議院名
簿届出政党等」とあるのは「参議院名簿届出政党
等」とを、「第四項中」の下に「衆議院名簿届出
政党等」とあるのは「参議院名簿届出政党等」と
を加える。
第一百一条の改正規定のうち同条第四項中「衆議
院(比例代表選出)議員の選挙」を「その選挙区を包
括する衆議院(比例代表選出)議員の選挙区ごと
に、当該衆議院(比例代表選出)議員の選挙に改
める。
第一百零一条第一項に第一号として一号を加える改
正規定及び第一百零三条第一項第一号の次に一号を
加える改正規定中「総選挙」を「当該選挙区」に改め
る。
第一百三十一条第一項の改正規定のうち同項第二
号中「都道府県」を「その衆議院名簿届出政党等が
届け出た衆議院名簿に係る選挙区の区域内の都道
府県」に改める。
第一百三十八条の改正規定を削る。
第一百四十一条第一項の次に三項を加える改正規
定のうち同条第三項中「自動車六台又は船舶六隻
(両者を使用する場合にあつては、通じて六及び
拡張機六をいふ、衆議院名簿登載者の数が三十
人)を、その届け出た衆議院名簿に係る選挙区ごと
に、自動車一台又は船舶一隻及び拡張機一をいふ
を、当該選挙区における当該衆議院名簿届出政党
等の衆議院名簿登載者の数が五人に改める。
第一百四十二条第一項第一号の改正規定中「七万
五千枚」を「七万枚」に改め、同項第二号の改正規
定中「三千枚」を「二千五百枚」に、「一万六千枚」を
「一万五千枚」に改め、同項第三号の改正規定中「三
千枚」を「二千五百枚」に改める。
第一百四十二条第一項の次に三項を加える改正規
定のうち同条第二項中「七万五千枚」を「七万枚」に
改め、同条第三項中「中央選挙管理会」を「その届
け出た衆議院名簿に係る選挙区ごとに中央選挙管
理会」に改める。
第一百四十四条第一項に第一号及び第二号として
二号を加える改正規定のうち同項第二号中「七万
枚、当該衆議院名簿届出政党等に係る衆議院名簿
登載者の数が三十人を超える場合においては、その
超える数が十人を超すと五千枚を七万枚に加
えた数」を「その届け出た衆議院名簿に係る選挙区
ごとに、七百五十枚に当該選挙区における当該衆
議院名簿届出政党等の衆議院名簿登載者の数を乗
じて得た数」に改める。
第一百四十七条の二の改正規定を削る。
第一百四十九條第四項にただし書を加える改正規
定中「得票総数が当該選挙における有効投票の総
数の千分の四以上」を「当該選挙区における得票総
数が当該選挙区における有効投票の総数の百分の
二以上」に改める。
第一百四十九條第一項の次に一項を加える改正規
定中「衆議院名簿登載者」を「当該選挙区における
当該衆議院名簿届出政党等の衆議院名簿登載者」
に、「二百一十一人」を「三十一人」に改める。
第一百五十條第二項の改正規定中「あつては」の
下に「当該選挙区における当該衆議院名簿届出政
党等の」を加える。
第一百六十一条第一項の改正規定及び第一百六十
一条の二の改正規定中「あつては、」を「あつては」に
改め、「あるもの」の下に「衆議院名簿届出政党
等にあつては」その届け出た衆議院名簿に係る選挙
区の区域内にあるもの」を加える。
第一百六十八條第三項の改正規定中「衆議院(比例
代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員」を
「衆議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては当
該選挙区における当該衆議院名簿届出政党等の衆
議院名簿登載者の数に応じて自治省令で定める字
数、参議院(比例代表選出)議員」に改め、「衆議院
名簿登載者又は」を削る。
第一百六十九條第二項の改正規定中「参議院(比例
代表選出)議員」を「衆議院(比例代表選出)議員又

は参議院(比例代表選出)議員」に、「名簿登載者」
を「衆議院名簿登載者又は」を「参議院(比例代表選
出)議員の選挙については、名簿登載者」を「衆議
院(比例代表選出)議員の選挙にあつては当該選挙
区における当該衆議院名簿届出政党等の衆議院名
簿登載者の数、参議院(比例代表選出)議員の選挙
にあつては」に改める。
第一百七十五條第二項の改正規定中「同項の規定
により」の下に「選挙区ごとに」を加える。
第二百一条の七第二項の改正規定及び第二百一
条の九第一項第四号の改正規定中「七百枚」を「五
百枚」に改める。
第二百一十一條第二項の改正規定、「戸別訪問」
を削り「を削る」。
第二百三十九條の改正規定中「第二百三十九條
の見出し中」「戸別訪問」を削り、同条第一項中
を「第二百三十九條第一項中」に改め、「同項第
三号中」「戸別訪問」を「夜間の戸別訪問の禁止
等」に改め「を削る」。
第二百五十一條の三の改正規定中「第二百五十
一條の三第一項中」「戸別訪問」を削り、同条第二
項中「第二百五十一條の三第二項中」に改める。
第二百五十三條の二第一項の改正規定中「改め、
」戸別訪問」を削る」を「改める」に改める。
第二百五十四條の改正規定中「改め、」戸別訪
問」を削り「を削る」。
別表第一の改正規定中「削る」を「次のように改
める」に改め、同表の改正規定の次に次のように
加える。
別表第一(第十三条関係)

選挙区		議員数
北海道	青森県	九人
	岩手県	九人
	宮城県	九人
	秋田県	九人

山形県

二十一人

福島県

二十一人

茨城県

二十一人

栃木県

二十一人

群馬県

二十一人

埼玉県

二十一人

千葉県

二十一人

神奈川県

二十一人

山梨県

二十一人

東京都

二十一人

北信越

二十一人

新潟県

二十一人

富山県

二十一人

石川県

二十一人

福井県

二十一人

長野県

二十一人

岐阜県

二十一人

静岡県

二十一人

愛知県

二十一人

三重県

二十一人

滋賀県

二十一人

京都府

二十一人

大阪府

二十一人

兵庫県

二十一人

奈良県

二十一人

和歌山県

二十一人

鳥取県

二十一人

島根県

二十一人

岡山県

二十一人

広島県

二十一人

山口県

二十一人

徳島県

二十一人

香川県

二十一人

愛媛県

二十一人

高知県

二十一人

福岡県

二十一人

佐賀県

二十一人

長崎県

二十一人

熊本県

二十一人

大分県

二十一人

宮崎県

二十一人

鹿児島県

二十一人

沖縄県

二十一人

この表は、国勢調査(統計法昭和二十二年法律第十八号)第四条第二項本文の規定により十年ごとに行われる国勢調査に限る。の結果によつて、更正することを例とする。

別表第二の改正規定中「改め、同表を別表とする」を改めるに改める。

附則第一条ただし書中「第百四十七条の二を削る」。

附則第二条第一項中「第百四十七条の二」を削り、同条第四項中「この法律の施行後」を「前条ただし書に規定する改正規定の施行の日後」に、「この法律の施行前」を「当該改正規定の施行の前」に改める。

附則第四条中「百分の三」を「百分の二」に改める。

附則第八条を次のように改める。
(罰則等に関する経過措置)
第八条 この法律の施行前にした行為については、なお旧法第十六章(他の法律において準用する場合を含む。)の規定の例による。
附則第十三条中「戸別訪問」を「夜間の戸別訪問の禁止等」に削る。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

公職選挙法の一部を改正する法律中、衆議院小選挙区選出議員の数を三百人、衆議院比例代表選出議員の数を二百人とし、衆議院比例代表選出議員の選挙を全国を十一に分けた選挙区において行うこととする。とともに、候補者届出政党及び衆議院名簿届出政党等の得票率の要件を百分の二以上とし、併せて、戸別訪問を禁止する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

政治資金規正法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。
平成六年三月一日
提出者
政治改革に関する石井 一
調査特別委員長

政治資金規正法の一部を改正する法律(平成六年法律第四号)の一部を次のように改正する。
第三条第二項の改正規定のうち同項第二号中「参議院議員の通常選挙」を「直近において行われた参議院議員の通常選挙若しくは当該参議院議員の通常選挙の直近において行われた参議院議員の通常選挙」に、「百分の三」を「百分の二」に改める。
第十八条の改正規定中「改める」を改め、「ないものとし」の下に「第九条第一項第一号リ中「その他の収入」とあるのは「その他の収入(寄附並びにイ、ホ及びチの収入並びに第十八条第二項に規定する交付金以外の収入をいう。）」と、第十二条第一項第一号ヌ中「リ収入」とあるのは「リ収入並びに第十八条第三項に規定する交付金」とし」を加え、同条に次の二項を加える」に改め、同条の改正規定の次に次のように加える。
2 前項の場合において、政治団体の会計責任者は、第九条第一項の規定による会計帳簿の記載をするときは、当該政治団体の本部又は支部から供与された交付金に係る収入について、その本部又は支部の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び年月日を併せて記載しなければならない。
3 第一項の場合において、政治団体の会計責任者は、第十二条第一項又は前条第一項の規定による報告書の記載をするときは、当該政治団体

の本部若しくは支部から供与された交付金に係る収入又は当該政治団体の本部若しくは支部に對して供与した交付金に係る支出について、その総額及び次に掲げる事項を併せて記載しなければならぬ。

一 当該政治団体の本部又は支部から供与された交付金に係る収入については、その本部又は支部の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び年月日

二 当該政治団体の本部又は支部に對して供与した交付金に係る支出については、その本部又は支部の名称及び主たる事務所の所在地、自治省令で定める項目の別並びに当該交付金の金額及び年月日

第十九条第一項の改正規定中「第三条第一項第一号の規定に該当する政治団体」を「政治団体（第三条第一項第三号の規定に該当するもの、第五条第一項の規定により政治団体とみなされるもの及びその者以外の者を推薦し又は支持することを本来の目的とするものを除く。）」に改める。

第五章中第二十二條の前に二條を加える改正規定のうち第二十一條第一項中「並びに第二十一條の三第一項及び第二十二條」を「第二十一條の三第一項及び第二十二條並びに第二十二條第一項」に改め、「政治資金団体」の下に「並びに資金管理団体」を加え、同条第三項及び第四項中「政治資金団体」の下に「並びに資金管理団体」を加える。

第三 政党及び政治資金団体以外の者に對してされる政治活動に關する寄附については、前二項の規定を準用する。この場合において、その準用する前二項の規定による政治活動に關する寄附の限度額は、前二項の規定による当該限度額の二分の一に相當する額とする。

第二十二條の二第一項の改正規定中「個人のするを削り、「超えて」を「百五十万円を超えて」に、「超える」を「百五十万円（会社、労働組合、職員団

体その他の団体のするものにあつては、五十万円）を超える」に改め、同条第二項の改正規定中「政治団体に対する寄附」を削る。

第二十二條の二を第二十二條とし、同条の次に一條を加える改正規定のうち第二十二條の二中「第二十一條の三第一項及び第二十二條」を第三項を「第二十一條の三第一項及び第二十二條」これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む。」に改める。

第二十四條の改正規定中「五十万円」に改め「下」に、同条第一号中「同条」の下に「第十八條第二項」を加える。

第二十五條第一項の改正規定のうち同項第二号中「第十八條」の下に「第十八條第三項」を加える。

第二十六條第一号の改正規定中「第二十一條の三第一項及び第二十二條若しくは第三項」を「第二十一條の三第一項及び第二十二條（これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む。）」に改める。

附則第一條中「第十八條の改正規定の下に（第六條第四項）」を「第六條第五項」に改める部分に限り「」を加える。

附則中第十七條を第十八條とし、第九條から第十六條までを一條ずつ繰り下げ、第八條の次に次の一條を加える。

（会社等の資金管理団体に対する寄附の禁止）
第九條 会社、労働組合その他の団体の資金管理団体に對してする寄附については、この法律の施行後五年を経過した場合において、これを禁止する措置を講ずるものとする。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

理 由
政治資金規正法の一部を改正する法律中、政党要件を緩和するとともに、五年間に限り資金管理団体に対する会社その他の団体の政治活動に關する寄附を認めることとする等の必要がある。これ

が、この法律案を提出する理由である。

政党助成法の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。
平成六年三月一日

提出者
政治改革に關する
調査特別委員長 石井 一

政党助成法の一部を改正する法律
政党助成法（平成六年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項第二号中「参議院議員の通常選挙（以下単に「通常選挙」という。）を「直近において行われた参議院議員の通常選挙（以下単に「通常選挙」という。）若しくは当該通常選挙の直近において行われた通常選挙」に、「百分の三」を「百分の二」に改める。

第四條第二項中「自覚し」の下に「その組織及び運営については民主的かつ公正なものとするとともに」を加え、「これを」を「政党交付金を」に改める。

第五條第一項中「次に掲げる事項を」を「第一号から第七号まで及び第九号に掲げる事項を」に改め、「（以内）」の下に「前年十二月三十一日現在で算定した第八号に掲げる事項を同日の翌日から起算して四月以内（その間に総選挙又は通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合には、五月以内）」を加え、同項第六号ハ中「（直近の）」を「直近において行われた」に改め、同項第八号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一號を加える。

八 当該政党の前年における収入総額（政党の本部及び各支部が政治資金規正法第十二條第一項又は第十七條第一項の規定により報告した前年における当該本部及び支部の収入（同法第四條第一項に規定する収入をいう。以下同じ。）の総額を合計した額から、当該政党が

前年において交付を受けた政党交付金の総額と、当該政党の本部及び各支部が同法第十二條第一項又は第十七條第一項の規定により報告した前年における当該本部及び支部の借入金金の総額を合計した額と、当該政党の本部及び各支部が同法第十二條第一項又は第十七條第一項及び第十八條第三項の規定により報告した前年における当該政党の本部又は支部から供与された交付金の総額を合計した額とを合計した額を控除して得た額をいう。以下同じ。）

第五條第二項中「前項の規定による届出をする場合には、次に」を「前項第一号から第七号まで及び第九号に掲げる事項を届け出る場合には第一号から第三号まで及び第五号に掲げる文書を、同項第八号に掲げる事項を届け出る場合には第四号に」に改め、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一號を加える。

四 前年における収入総額に係る自治省令で定める計算書等

第六條第一項中「前条第一項各号に掲げる事項を」を削り、「現在で」を「現在における前条第一項第一号から第七号まで及び第九号に掲げる事項並びに前年十二月三十一日現在で算定した同項第八号に掲げる事項を」に改める。

第九條第一項中「算定した額」の下に「（その額が当該政党の前年における収入総額の三分の二に相當する額（以下「交付限度額」という。）を超える場合には、当該交付限度額とする。次項及び第二十七條第一項において「基準額」という。）を加え、同条第二項中「基準日現在において算定された前条第一項の額（第二十七條第一項において「基準額」という。）を「基準額」に改め、「選挙基準日現在において算定された前条第一項の額（」の下に「その額が当該政党に係る交付限度額を超える場合には、当該交付限度額とする。」を加え、同条第三項中「前条第一項の額（」の下に「その額が当該政党に係る交付限度額を超える場合には、当該交付限度額とする。」を加える。

七

第十條第一項中「ときは」の下に「第五條第一項第八号に掲げる事項の届出の期限が経過した日以後」を加える。

第十一條第一項中「四月にその年分として当該政党に対して交付すべき政党交付金の額の四分の一に相当する額を」を削り、「額からその年において既に当該政党に対して交付した政党交付金の額を控除した残額の三分の一を」の「二分の一」に改める。

第二十三條第四項中「第六号」の下に「及び第八号」を加える。

第二十四條第一項中「ときは」の下に「自治省令で定めるところにより」を、「得票総数」の下に「及び前年における収入総額(当該合併解散政党が前年の一月一日前に解散した場合は、その旨)その他自治省令で定める事項」を加え、同条第二項中「場合には」の下に「自治省令で定めるところにより」を加え、同条に次の一項を加える。

5 前年又はその年において合併が行われた場合における当該合併に係る存続政党又は新設政党についての第九條の規定の適用については、存続政党にあっては、当該存続政党の前年における収入総額に当該合併に係る合併解散政党の前年における収入総額を加えた額から自治省令で定めるところにより算定した額を控除して得た額の三分の二に相当する額を当該存続政党に係る交付限度額とみなし、新設政党にあっては、当該合併が前年において行われたときは当該新設政党の前年における収入総額に当該合併に係る合併解散政党の前年における収入総額を加えた額から自治省令で定めるところにより算定した額を控除して得た額の三分の二に相当する額を、当該合併がその年において行われたときは当該合併に係る合併解散政党の前年における収入総額を合計した額から自治省令で定めるところにより算定した額を控除して得た額の三分の二に相当する額を、当該新設政党に係る交付限度額とみなす。ただし、当該存続政党又は新

設政党が第一項の届出をしない場合は、この限りでない。

第二十五條第一項中「ときは」の下に「自治省令で定めるところにより」を加え、「得票総数並びに」を「得票総数及び前年における収入総額(当該合併解散政党が前年の一月一日前に解散した場合は、その旨)」に改め、「(その選出された総選挙又は通常選挙において当該分割解散政党に所属する候補者であつた者に係るものに限る。以下この条において同じ。)」を削り、「数」を「数、当該分割政党の選挙時所属議員数(当該分割政党にその設立の日現在で所属する衆議院議員又は参議院議員のうち、当該分割解散政党に当該解散の日現在で所属していたものでその選出された総選挙又は通常選挙において当該分割解散政党に所属する候補者であつたものの数をいう。以下この条において同じ。及び当該分割に係る各分割政党の選挙時所属議員数を合算した数その他自治省令で定める事項)」に改め、同条第二項中「場合には」の下に「自治省令で定めるところにより」を加え、同条第四項中「所属議員数」を「選挙時所属議員数」に改め、同条に次の一項を加える。

5 前年又はその年において分割が行われた場合における当該分割に係る分割政党についての第九條の規定の適用については、当該分割が前年において行われたときは当該分割政党の前年における収入総額と当該分割に係る分割解散政党の前年における収入総額に当該分割に係る分割解散政党の所属議員数を合算した数で除して得た額とを合計した額から自治省令で定めるところにより算定した額を控除して得た額の三分の二に相当する額を、当該分割がその年において行われたときは当該分割に係る分割解散政党の前年における収入総額に当該分割に係る所属議員数を乗じて得た額を当該分割に係る各分割政党の所属議員数を合算した数で除して得た額の三分の二に相当する額を、当該分割政党に係る交付

限度額とみなす。ただし、当該分割政党が第一項の届出をしない場合は、この限りでない。

附則第二條中「次条」を「附則第四條」に改める。

附則第六條を附則第七條とし、附則第五條を附則第六條とする。

附則第四條中「前二條」を「前三條」に改め、同条を附則第五條とする。

附則第三條第一項中「施行日前に行われた直近の通常選挙の直近の」を「施行日の直近において行われた通常選挙の直近において行われた」に改め、同条第四項第一号中「当該合併又は」を「当該合併若しくは」、「通常選挙」を「当該合併若しくは分割の日の直近において行われた通常選挙若しくは当該通常選挙の直近において行われた通常選挙」に、「百分の三」を「百分の二」に改め、同条第五項中「附則第三條第一項」を「附則第四條第一項」に改め、同条を附則第四條とし、附則第二條の次に次の一條を加える。

第三條 施行日の属する年における第五條第一項第八号の規定の適用については、同号中「供与された交付金の総額」とあるのは、「供与された交付金の総額(前年中に同法第十七條第一項に規定する報告書を提出した本部又は支部については、同項の規定により報告した収入のうち前年において当該政党の本部又は支部から供与された交付金の総額)」とする。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

理 由

政党交付金の交付の対象となる政党の得票率の要件を百分の二以上とするともに、その年分として各政党に対して交付すべき政党交付金の交付限度額を当該政党の前年における収入総額の三分の二に相当する額とする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。